## 排水門開放差止訴訟においては、開門差止めを認める判決が確定した

## 排水門開放差止訴訟

提訴日:平成23年4月19日

当事者:【原告】旧干拓地農業者ら(188名)、農業振興公社(1名)(所有権)

新干拓地農業者ら(36名)(賃借権)、漁業者ら(41名)(漁業行使権)、

住民ら(186名)(人格権・自然享有権・環境権)

総計452名(平成29年4月17日現在、重複調整済みの実数)

【被告】国

請求の内容: 各原告の権利に基づく妨害予防請求として排水門の開放差止め

経緯:

平成25年11月12日 開門差止めを認める仮処分決定(長崎地裁)

平成27年11月10日 開門差止めを認める仮処分異議審決定(長崎地裁)

平成29年 4月17日 開門差止訴訟(本訴)長崎地裁判決

## 【判決の概要】

- ・いずれのケースの開門についても、開門差止請求を認めた。
- ・開門した場合、農地に塩害や潮風害などが発生し、営農者の生活基盤に重大な被害が出る。
- ・開門しても、諫早湾や有明海の漁場環境が改善する可能性及び改善の効果は、いずれも高くない。
- ・開門して潮受堤防締切りと漁獲量減少の関連性を調査することは、一定の公共性があるが、解明の見込みは不明。

平成22年の福岡高裁開門確定判決以降、仮処分決定及び仮処分異議審決定と同様に、開門差止めを認めた。

平成29年4月17日、4月19日、6月30日 開門派漁業者6名が開門を求めて独立当事者参加申出

平成29年4月25日 国が長崎地裁判決を受け入れ、控訴しないことを決定

平成30年3月19日 福岡高裁が独立当事者参加申出を認めない判決

令和 元年6月26日 最高裁が独立当事者参加申出に係る上告を棄却し、上告審として受理しない決定

( これにより、開門差止請求を認めた長崎地裁判決が確定。)